

令和2年 第9回浅口市農業委員会議事録

令和2年9月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	欠	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	欠	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	欠
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第16号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第17号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和2年10月15日（木））

開会（午後1時34分）

議長 それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第9回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において7番西本委員、8番虫明委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

559番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案は議案書2ページになります。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年9月15日提出。

番号559、土地の所在、金光町占見。地目、田。面積502平方メートル。

譲受人は、金光町占見、40歳、自営業兼農業。譲渡し人は、倉敷市船穂町、91歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、大橋委員が欠席でありますので、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委員 2番鍋谷です。説明いたします。

位置図の1、2ページです。場所は金光の柵池といいまして、ゴルフの打ちっ放しの池であります。柵池より北250メートルの位置にあります。理由は贈与でありますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、559番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、563番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号563の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積129平方メートル。

563の2、土地の所在、鴨方町六条院中。地目、畑。面積13平方メートル。

563の3、土地の所在、鴨方町六条院東。地目、田。面積785平方メートル。

563の4、土地の所在、鴨方町六条院東。地目、田。面積446平方メートル。

563の5、土地の所在、鴨方町六条院東。地目、田。面積369平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院東、35歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、48歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長  
委 員

次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

11番渡邊でございます。

位置図は3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページでございます。

この案件の場所なんですけど、旧岡山西農協の四条原の店、今閉まっていますが、1番、2番がこの四条原の店から3ページ、4ページにありますけど、西へ200メートルぐらい行った場所になります。

それと3番、4番は四条原の店、次のページです。四条原の店から南側のちょうど100メートル、50メートルぐらいの間にあります。

その次、5番はその次のページ、7ページ、8ページにありますが、この店から今度は東へ300メートルか400メートル行った、もう金光町に入るぐらいのところに位置しております。所有者のほうは管理ができなくなりまして、近隣の方が譲り受けることとなりました。特に何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

ちなみに、1番から5番までは耕作放棄地となっております。

以上です。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、563番の件についてご異議ありませんか。

委 員  
議 長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、564番の件について、事務局から説明を求めます。

事務局

番号564、土地の所在、鴨方町小坂東。地目、田。面積627平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂東、58歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町小坂東、59歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認め

られます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 8番虫明です。

地図のほうは9ページ、10ページになります。

場所なんですけれども、この地図に載ってないんですが、左上のほうに県道の里庄地頭上線という県道が通ってまして、そのほとりの（麵業者）から南へ約200メートルほどのところに位置しております。現在、ここ何年か耕作はされてない状況でありましたが、ちょうどこの現地の真向かいの方が譲受人になって、今後耕作をされるということでこの話がまとまったということでございます。特に問題ないと思います。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、564番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、566番の件について、事務局の説明を求めます。

番号566の1から34までの土地の所在は全て寄島町でございます。

566の1、地目、畑。面積87平方メートル。

566の2、地目、畑。面積605平方メートル。

566の3、地目、畑。面積69平方メートル。

566の4、地目、畑。面積378平方メートル。

566の5、地目、田。面積263平方メートル。

566の6、地目、田。面積179平方メートル。

566の7、地目、畑。面積400平方メートル。

566の8、地目、畑。面積890平方メートル。

566の9、地目、田。面積373平方メートル。

566の10、地目、畑。面積42平方メートル。

566の11、地目、畑。面積251平方メートル。

566の12、地目、田。面積214平方メートル。

566の13、地目、畑。面積234平方メートル。

566の14、登記地目、田。現況地目、畑。面積339平方メートル。

566の15、登記地目、田。現況地目、畑。面積395平方メートル。

566の16、登記地目、田。現況地目、畑。面積279平方メートル。

566の17、登記地目、田。現況地目、畑。面積321平方メートル。

566の18、地目、畑。面積425平方メートル。

566の19、地目、畑。面積322平方メートル。

566の20、地目、畑。面積128平方メートル。  
566の21、地目、田。面積158平方メートル。  
566の22、地目、畑。面積1,353平方メートル。  
566の23、地目、畑。面積388平方メートル。  
566の24、地目、畑。面積281平方メートル。  
566の25、地目、畑。面積6,97平方メートル。  
566の26、地目、田。面積269平方メートル。  
566の27、登記地目、田。現況地目、畑。面積192平方メートル。  
566の28、地目、田。面積360平方メートル。  
566の29、地目、田。面積290平方メートル。  
566の30、地目、畑。面積242平方メートル。  
566の31、地目、畑。面積217平方メートル。  
566の32、地目、畑。面積429平方メートル。  
566の33、地目、畑。面積300平方メートル。  
566の34、地目、田。面積444平方メートル。

譲受人は、寄島町、38歳、会社員兼農業。譲渡し人は、寄島町、69歳、農業。  
譲受け、譲渡し理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次 に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番梶原です。

この場所なんですけど、地図でページで言うと11ページの1番の札がついているのが寄島から里庄に抜ける農免道であり、その農免道の道沿いにある土地になります。

続きまして13ページ。13ページは今県道の新しい線ができている場所なんですけど、県道64号線から1本入ったところの脇の付近になります。これも同じ地区になります。

引き続き15ページ。15ページは、柴木地区公民館より南へ300メートルほど行った地区になります。農免道とのちょうど中間ぐらいになります。

数が多いので、すいません。17ページの32番下が譲渡し人のご自宅になります。その付近に点々とあります。現状、地目が畑と果樹園、イチジク等が終わってました。譲渡し人が69歳の方ですが、体を悪くしており、生前贈与の意味で息子さん、農機具等はそのままお使いになられるそうです。今、管理がとてもできている家でありますので問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、566番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 続きまして、568番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号568、土地の所在、金光町占見新田。地目、田。面積334平方メートル。 譲受人は、金光町下竹、67歳、会社役員兼農業。譲渡し人は、金光町占見新田、80歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。 譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。
委員	1番問田でございます。 この場所は、金光竹小学校の北約100メートルぐらいのところにありますが、ここも334平米あったんで、これが今竹をかなり切っておりまして、それを切ってほしいと言いましたら、もう高齢になって切ることもできないということで、どがんかしてもらえりゃあへんじゃろうかのういうような話になりまして、隣を持ってます（譲受人）さんが、わしがほんならどがんかしようということになって話がまとまっております。別に問題ありません。よろしくご審議お願いいたします。
議長	ただいま説明がありました。質疑はありますか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、568番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 560番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は、5ページになります。 議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年9月15日提出。 番号560の1、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、畑。面積187平方メートル。 番号560の2、土地の所在、鴨方町六条院東。地目、畑。面積86平方メートル。 譲受人は、鴨方町六条院東、43歳、会社員。譲渡し人は、倉敷市玉島、77歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟69.76平方メートル。

ル、木造2階建て瓦ぶき、カーポート1棟33.64平方メートル、建蔽率は22.65%です。農地区分は第2種ですが、譲受人には当該転用目的を達成する代替地はありません。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地でございます。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所は、国道2号線のちょうど鴨方町と金光町の境にある信号から東へ100メートルぐらい行ったところに浅口市の六条院東会館いうところがあります。そのちょうど南側に位置しております。土木委員、水利委員の方の承諾も得ており、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、560番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、562番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号562、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積399平方メートル。

譲受人は、倉敷市西阿知町、71歳、自営業。譲渡し人は、岡山市東区、65歳、農業。転用目的は、長屋建て住宅です。施設の概要は、長屋建て住宅1棟169.77平方メートル。木造2階建てアルミ亜鉛メッキ鋼板ぶき、建蔽率は42.55%。農地区分は第3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委員 1番問田です。

場所は、図面の23ページを見てもらえばよく分かると思うんですが、金光学園のちょうど北の道路の端に位置を記入しておりますが、ここに新たに建つということで、別に問題はありません。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、562番の件についてご異議ありませんか。

委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
事務局	続きまして、565番の件について、事務局の説明を求めます。 議案書は、6ページになります。
	議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について（使用借権設定）。令和2年9月15日提出。
	番号565、土地の所在地、金光町地頭下。地目、畑。面積91平方メートル。
	借受人は、金光町地頭下、34歳、会社員。貸出人は、金光町地頭下、65歳、農業。転用目的は、分家住宅です。施設の概要は、居宅1棟、127.52平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、建蔽率は36%です。農地区分は第1種ですが、本件の場合には許可要件に該当します。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。
	以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
	なお、転用後の地目は宅地です。
議長	次に、安田委員、補足説明をお願いします。
委員	2番の安田です。
	この案件は、鴨方の浄化センター、そこから約80メートル北に行った金光町と鴨方町の市道の金光よりのところにあります。息子さんが家に帰られて一緒に住まわれるということで、家を建てます。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。
議長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。
	それでは、565番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
	議案第31号農用地利用集積計画についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は7ページになります。
	議案第31号農用地利用集積計画について。令和2年9月15日提出。
	説明をいたします。
	今回の議案の番号25番から26番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
	利用権設定を受ける者は2名です。更新件数が1件で、新規件数が1件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が0件、3年以上6年未満が2件、6年以上が0件です。地目別設定面積は、田239平方メートル、畑372平方メートル、計611平方メートルです。ご



	審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
	日程第4、報告事項に移ります。
	報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題としま
	す。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は9ページになります。
	報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年9月
	15日提出。
	番号556、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積1,160平方メー
	トル。
	借受人は、鴨方町みどりヶ丘、72歳、無職。貸出人は、金光町地頭下、68歳、
	無職。合意年月日、引渡し年月日は令和2年7月30日です。
	番号557、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積239平方メートル。
	借受人は、金光町地頭下、65歳、無職。貸出人は、金光町地頭下、68歳、無
	職。合意年月日、引渡し年月日は令和2年8月5日です。
議 長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
	報告第17号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
	報告第17号の569番から573番までの5件については、関連がありますの
	で、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は10ページになります。
	報告第17号農地法施行規則該当転用届について。令和2年9月15日提出。
	この報告第17号は、それぞれ隣接する5筆の田んぼに農道を設置するものであり
	ます。土地の所在地は全て金光町占見でございます。
	番号569、地目、田。面積1,083平方メートルの内60平方メートル。
	申請人は、東京都新宿区、80歳。
	番号570、地目、田。面積460平方メートルの内50平方メートル。
	申請人は、金光町占見、91歳。
	番号571、地目、田。面積473平方メートルの内20平方メートル。
	申請人は、金光町占見、73歳。
	番号572、地目、田。面積648平方メートルの内45平方メートル。

申請人は、金光町占見、90歳。  
番号573、地目、田。面積712平方メートルの内15平方メートル。  
申請人は、金光町占見、63歳。  
農地区分は全て2種でございます。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。  
委 員 2番鍋谷です。  
位置図は27ページ、28ページです。場所は、金光の柵池、先ほど申しましたゴルフの打ちっ放しより東北250メートルです。この5筆につきまして、農作業をしやすくするための農道でありまして、特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等ありましたらお願いをいたします。

事務局 ①耕作放棄地対策について  
②令和2年度市町村農業委員・推進委員研修会について  
③令和2年7月豪雨災害義援金について  
④次回の委員会について

議 長 本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時10分）

